

固定資産税（償却資産）の申告

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産の所有者にも課税されます。

償却資産所有者は地方税法第

383条により、その資産の所在する市町村に毎年1月1日現在の資産所有状況（資産の種類、数量、取得価額、取得年月日、耐用年数等）を申告していただくことになっていきます。

※申告を怠った場合、判明時点から年度をさかのぼって課税することになりますのでご注意ください。

償却資産とは？

個人及び会社で工場や商店などを経営または事業（農業・漁業を含む）をされている方が土地及び家屋以外の事業用に使用している資産（機械・機具・備品等）で、その減価償却額

または減価償却費が法人税の申告又は所得税及び町県民税申告で経費に算入されるものをいいます。

償却資産の申告にあたり、前年中に資産の増減がない場合や該当資産がない場合、廃業、休業の場合はその旨を申告書の備考欄に記入のうえ提出してください。

提出期限

1月31日（水）

※早めに提出していただきますようご協力お願いいたします。

資産の種類	主な償却資産の例示
1. 構築物	門扉、冷暖房設備、ビニールハウス、給排水設備など
2. 機械及び装置	太陽光発電設備、施盤、ポンプ、加工・製造機械など
3. 船舶	漁船、モーターボートなど
4. 航空機	飛行機、ヘリコプターなど
5. 車両及び運搬具	大型特殊自動車、常用運転装置のない農作業車など
6. 工具・器具及び備品	測定工具、事務机・椅子、ロッカーなど

太陽光発電設備を設置している方へ

以下の太陽光発電設備は、償却資産として課税対象となります。対象となる方は、申告が必要となりますので税務課までご連絡ください。



● 事業用として太陽光発電設備を設置している法人

● 発電出力が10kw以上の太陽光発電設備を設置している個人



※種類の詳細についてはホームページをご確認ください

お問い合わせ先

肝付町役場 税務課

☎ 0994(65)8414

相続登記の申請が義務化されます

令和6年4月1日から、相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。また、令和6年4月1日までに相続が発生している場合にも、相続人が相続により不動産の取得を知った日と令和6年4月1日のいずれか遅い日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。

詳しくは法務局のホームページをご覧ください。



お問い合わせ先

鹿児島地方務局 鹿屋支局

☎ 0994(43)6790